

学校いじめ防止基本方針

三豊市立詫間中学校

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。

1 基本的な考え方

「いじめは全ての学校、生徒に関係する問題であり、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という認識に基づいて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講じる。

学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが生じた場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対応し、いじめ問題（インターネット上のいじめも含む）の克服をめざす。

2 校内組織

本校に「三豊市立詫間中学校いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応、解消を、組織的かつ実効的に行う。（別紙「設置要項」参照）

(1) 委員会の構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。委員は次に掲げる者をもって充てる。

教務主任、学年主任、生徒指導主事（いじめ対策主任）、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他、委員長の判断により必要に応じて法律・心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者。

(2) 委員会の役割

いじめ防止のために、実態把握・相談活動の充実を図り、生徒や保護者の思いや情報が得られるよう努めるとともに、教員の指導力向上、いじめの未然防止及び早期発見、いじめが生じた場合の適切かつ迅速な対処ができることをめざして、次の点を実施する。

- ① いじめの未然防止の体制整備とその取組計画の作成・実行・検証・改善
- ② いじめの事実確認及び分析、いじめを受けた生徒と保護者に対する相談及び支援、いじめを行なった生徒への指導と保護者に対する助言
- ③ 専門的な知識を有する者等との連携、必要に応じて市教育委員会、県教育委員会、警察との連携
- ④ その他いじめの防止に関わること

(3) 委員会の開催

委員会は、原則として毎月1回開催する。いじめ発見の場合は、委員長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し組織的かつ迅速な対応をする。

3 いじめに対する基本姿勢

- (1) 生徒の心の育成を図り、いじめを許さない校風の確立をめざす。
- (2) いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知するように努める。
- (3) 学校の組織力の確立を図り、いじめに対して組織的に対応することをめざす。
- (4) 特に配慮が必要な生徒については、日常的に保護者と連携し、当該生徒の特性を踏まえて適切な支援を行い、いじめの未然防止に努める。
- (5) いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。
- (6) 教員研修の充実を図り、いじめに対する教員の指導力の向上をめざす。

以上の点について、別資料「三豊市立詫間中学校 いじめ対策全体計画」に示した心情や内容についての取組を進める。

4 いじめの未然防止・実態把握の取組、いじめ生起時の取組

別資料「三豊市立詫間中学校 いじめ対策全体計画」のとおり、いじめの未然防止・実態把握の取組といじめ生起時の取組等に関わる生徒への指導と具体的取組を行う。

5 重大事態への対処

以下の重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告するとともに「いじめ防止対策委員会」を中核として直ちに対処するとともに、再発防止も視野に入れた「調査」を実施する。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に対処。)